

議案第73号

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、国家公務員退職手当法の一部改正等に鑑み、本市職員の退職手当の調整月額を改定する等の必要があるによる。

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「除く。以下」の次に「附則第26項及び第34項を除き、」を加える。

第9条の4第1項第1号中「54,150円」を「70,400円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第3号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第4号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第5号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第6号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第7号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第8号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第11条第1項中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第17条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附則に次の9項を加える。

（国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る特例）

26 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第7条第1項に規定する国家戦略特別区域会議が、特区法第8条第2項第2号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（特区法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域において、特区法第19条の2第1項に規定する創業者（以下「創業者」という。）が行う事業の実施に必要な人材であって、行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。）を定めた特区法第8条第1項に規定する区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市職員（この条例の規定による退職手当の支給を受ける福岡市職員をいう。以下同じ。）のうち、引き続いて創業者に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（第10条第1項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が3年以上である市職員の退職に限り、当該退職が第15条第1号に規定する懲戒免職等処分を受けた市職員の退職又は法第28条第4項の規定による失職（法第16条第1号に該当する場合を除く。）若しくはこれに準じる退職に該当する場合を除く。次項において「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となった者であって、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となった日から起算して3年を経過した日までに再び市職員となったもの（特定被使用者として在職した後引き続いて市職員となった者及びこれに準じる者として市長が定める者に限る。以下「特定再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する第2条の3の規定による退職手当に係る第10条第1項の規定による在職期間の計算については、先の市職員としての在職期間は、後の市職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

27 特定再任用職員が退職した場合におけるその者に対する第2条の3の規定による退職手当の額の計算の基礎となる基礎在職期間には、第5条の2第2項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当（以下「先の退職手当」という。）の額の計算の基礎となった基礎在職期間を含むものとする。

28 特定再任用職員が退職した場合におけるその者に対する第2条の3の規定による退職手当の額は、第1号に規定する条例の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、同号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第3号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

(1) 第2条の3から第9条の4まで、附則第4項から第10項まで、福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年福岡市条例第54号）附則第5項及び福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成26年福岡市条例第15号）附則第2項の規

定により計算した額

(2) 特定再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

(3) 前2項の規定を適用しないで第1号に規定する条例の規定により計算した額

29 前3項の規定は、特定再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、第18条第1項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。）又は第19条第1項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命じるものに限る。）が行われたときは、適用しない。

30 特定再任用職員が退職をし、まだ当該退職に係る退職手当（その額を附則第28項本文の規定により計算するものに限る。次項及び附則第32項において同じ。）の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し第17条第1項から第3項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る第15条第2号に規定する退職手当管理機関（次項及び附則第32項において「退職手当管理機関」という。）は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、附則第28項本文の規定により計算した額から同項第3号に掲げる額を控除して得た額（以下この項から附則第32項までにおいて「特例加算額」という。）の支払を差し止める処分を行うものとする。この場合において、先の退職手当に関し第17条第1項から第3項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消すものとする。

31 特定再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、第18条第1項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）若しくは第19条第1項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命じるものを除く。）が行われたとき、又は特定再任用職員が退職をし、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し第18条第1項若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項若しくは第21条第1項から第5項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分も取り消すものとする。

32 特定再任用職員が退職をし、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先

の退職手当に関し第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項から第5項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命じる処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命じる処分も取り消すものとする。

- 33 第16条第2項及び第3項の規定は、附則第30項及び第31項の規定による処分について、同条第2項の規定は、前項の規定による処分について、それぞれ準用する。
- 34 特区法第19条の2第1項に規定する再任用職員であって、引き続き同項に規定する職員として在職した後引き続き市職員となったものが退職した場合におけるその者に対する第2条の3の規定による退職手当に係る第10条第1項の規定による在職期間の計算については、特区法第19条の2第1項に規定する先の職員としての在職期間は、第10条第1項に規定する職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。
- 35 附則第27項から第33項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第27項	特定退職に係る退職手当	特区法第19条の2第3項に規定する特定退職に係る退職手当
附則第29項	第18条第1項	国家公務員退職手当法第14条第1項
	第19条第1項	同法第15条第1項
附則第30項	第17条第1項から第3項までの規定による処分が行われた	国家公務員退職手当法第13条第1項から第3項までの規定による処分が行われた
	第17条第1項から第3項までの規定による処分が取り消された	同法第13条第1項から第3項までの規定による処分が取り消された
附則第31項	第18条第1項	国家公務員退職手当法第14条第1項
	第19条第1項	同法第15条第1項
	第18条第1項若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項若しくは第21条第1項から第5項まで	国家公務員退職手当法第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項若しくは第17条第1項から第5項まで

附則第32項	第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項から第5項まで	国家公務員退職手当法第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項まで
--------	---------------------------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成31年3月31日までに退職する者に対する退職手当の額は、この条例による改正後の福岡市職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうち、いずれか高い額とする。

(1) 改正後の条例の規定により計算した退職手当の額

(2) 平成28年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の福岡市職員退職手当支給条例の規定により計算した退職手当の額

- 3 職員のうち改正後の条例第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間が改正後の条例第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が改正後の条例第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間に含まれるものが退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項第2号中「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として市長が定める額」とする。

- 4 附則第2項第2号の規定による計算に当たっては、改正後の条例第6条及び第7条の規定は、適用しない。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。